

事業完了報告書（実行団体）

事業名:	生活・法的支援による包括的生活安定支援
資金分配団体名:	特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム 公益財団法人 日本国際交流センター
実行団体名:	公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会
実施時期:	2021年5月～2022年2月
事業対象地域:	東京都豊島区とその周辺
事業対象者:	対象地域において新型コロナウイルス感染拡大の影響により困窮する在留外国人

Version 3.2

日付: 2022年3月11日

I. 事業概要

事業実施概要	生活支援として、豊島区各地で計12回の食料配布・相談会を実施し、計387世帯に向けた食料の配布と、相談会によるニーズ把握を行った。そのうち、より深刻な課題を抱える101世帯に対して、個別のニーズに応じた追加の物資支援（食料配布の案内）、コーディネーターによるハローワーク等の同行支援・各種通訳支援、社会福祉協議会(以下、社協)による特例貸付申請補助や、生活全般の相談対応といった個別の生活支援に繋がった。また、厚労省の協力を得て就活支援イベントを実施した。法的支援が必要な場合は、弁護士受任による在留資格変更等を13件実施し、問題解決とともに生活基盤の安定を図った。在留外国人の社会的包摂推進においては、地域コミュニティとの繋がりの強化として、連携会議等の開催により地域の支援団体とのネットワークを広げ、支援を求める外国人に対する支援先紹介を行った。また、在留外国人が支援を担える環境の整備として、外国人コーディネーター3名と契約を結び、支援を実施した。弁護士や社協による研修実施に加え、現地での支援経験を重ねることで、支援者としての能力向上を図るとともに、外国人コミュニティ内において、支援との橋渡しを可能とする中心的な役割を担いつつある。
--------	---

II. 課題・事業設計の振り返り

課題設定、事業設計に関する振り返り	食料配布・相談会には当初の想定を超える387世帯が来場した。支援ニーズとして、当初生活全般に関わる多様な質問を想定していたが、結果的に仕事に関わる相談が非常に多かった。在留資格、雇用主の不適切対応など、法的な解決が必要とされるケースが多く、法的支援の重要性が再認識された。また、個別対応として具体的な就労先に結びつける支援を今後充実させていきたい。 コロナによる生活苦については、従来から生活に脆弱性を抱えていることが大きな要因であり、本事業は緊急支援であるが、構築された支援体制により今後も継続的な支援を実施していくことが必要である。 対象者へのアウトリーチについて、新規の事業であるため困難が予想されたが、前半は社協の特例貸付名簿を活用したことで対象者へ効率的な広報が可能になり、後半では活動の継続により外国人とのネットワークが構築されたことで、SNSや口コミ等によっても活動の広がりが認められた。 コーディネーターについて、経験を積むことで支援者としての成長だけでなく、外国人が自発的に支援を求められる存在になっており、外国人支援における重要性が再認識された。 また、本事業で構築された連携体制を強化することで、地域における包括的かつ専門性の高い支援を実施していきたい。
-------------------	--

III. 今回の事業実施で達成される状態（アウトプット）※複数設定の場合はコピーし複数記載ください。

①受益者	②課題	③今回の事業実施で達成される状態（アウトプット）	④指標	⑤目標値・目標状態	⑥結果	⑦考察
外国人・外国にルーツを持つ人	食料関連の不足	【成果1】 在留外国人に地域における生活支援が実施され、支援ニーズが把握される。	・食料配布数 ・個別生活支援の回数 ・支援ニーズが把握された世帯数	・食料配布300世帯 ・支援ニーズが把握され、個別生活支援を受ける世帯100世帯	食料配布 (対面・相談会対応) 397世帯 (郵送)44世帯 個別支援101世帯	毎月1回以上の食料配布・相談会の実施により、想定を超える数の配布を実施した。オミクロン株が流行した2022年2月には、対面での配布から郵送による配布に切り替えた。食料配布と相談会の併催は、アウトリーチとして非常に有効であったが、今後も困窮層の更なる掘り起こしが必要である。 また、個別支援においては、社協の地域相談員であるCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)と、コーディネーターの連携により、言語・支援ノウハウ・情報・信頼感を組み合わせた有効な支援が実施できる。
外国人・外国にルーツを持つ人	相談先の不足	【成果2】 在留外国人が安定した在留に向けた法的支援を受けることができる。	・弁護士が関わった件数	・法律相談30件 ・法律援助、代理業務受任件数20件 (本予算は在留関係事件12件に充当)	受任 13件	従来からの脆弱な生活基盤に加え、母国の政情不安・勤務先の対応など、複合的な要素により支援を必要とするケースが多かった。 専門家による解決が必要であっても、相談先がない、また勤務先の対応に問題があると認識しきれていない場合があり、泣き寝入りや余儀なくされていることが多い。そのため、法的支援によるこれらの問題把握・解決は、個々人の支援に留まらず多文化共生に向けた企業・学校等の意識改善などの波及効果が期待できる。
外国人・外国にルーツを持つ人	連携の不足	【成果3】 在留外国人の参画を含めた社会的包摂支援が開始される。	・外国人コーディネーター雇用数(育成されたリーダー) ・外国人コーディネーターのOJT研修受講数 ・支援調整会議の開催数	・外国人コーディネーター4人 ・支援調整会議が月1回開催される。	・外国人コーディネーター3名 ・統括コーディネーター2名 ・支援連携会議 11回 ・支援調整会議 12回	日本語能力や支援の意欲が高い外国人コーディネーターと契約することができた。個々の支援に留まらず、対象者との信頼関係が醸成されている。また、相談会参加からボランティアを希望した外国人も現れ、支援への参画が進みつつある。今後は、対象地域在住者を中心に、より地域に根差した形での支援者育成が課題である。 また、支援連携については、官民間わずネットワークが広がりつつあり、柔軟な協力体制を今後も拡大していきたい。

IV. アウトカム（事業実施以降に目標とする状況）*

事業実施以降に目標とする状況	対象者の支援ニーズが把握され、そのうち100世帯が個別生活支援を受けるとともに、必要性・緊急性に応じて更に30世帯の在留外国人が安定した在留に向けた法的支援を受けられる状態。支援の過程で在留外国人と地域コミュニティの繋がりを強化し在留外国人が社会的包摂を得られ、在留外国人がリーダーとして育成され外国人材が支援を担う環境整備が開始され、在留外国人が主体的に参画できる地域社会に繋がる。
考察等	食料配布・相談会は計12回開催し、食料支援とともに多くのニーズを把握し、個別支援に結び付けられた。社協の貸付名簿を中心に広報を行い、企業や地域の施設を活用して実施したことは、支援ネットワーク形成においても、大きな意義があった。在留外国人と地域の繋がりに関しては、対象地域において共助が比較的充実しているという要因もあり、連携団体・協力団体へ支援を求める外国人を紹介できている。コーディネーターについては、通訳に留まらず、外国人との繋ぎ役や、支援する側における外国人の視点として、非常に重要な存在であり、現場での経験を重ねることで育成を図っている。一方、外国人コミュニティにおける中心的存在として確立されるには、継続して支援に従事できる体制が必要であり、行政などと連携した持続的なコーディネーターのあり方、また同様の人材を見出ししていくことが、今後の課題である。 本事業は、活動、連携体制ともに新規に立ち上げられ、対象地域において生活支援・法的支援を実施できる体制を構築できたことが、最大の成果であると考えている。構築された基盤を継続させ、緊急支援に加え外国人の生活基盤の底上げを地域と連携して行っていきたい。

V. 活動

活動	進捗	概要
1-1.ピックアップ型フードパントリー（食料配布）を実施し、来所した在外外国人のニーズ把握・関係構築を行う。	計画通り	6/19(東池袋)、7/18(池袋・西池袋)、7/31(池袋・ミャンマーレストラン)、8/22(池袋本町)、8/31(大塚・ネパールレストラン)、9/25(大塚)、10/9(巣鴨・駒込)、11/6(雑司が谷)、11/14(特定技能セミナー)、12/4(子育て応援)、1/22(南長崎)、2/26(ハローワークセミナー)の計12回食料配布と相談会を実施した。毎回弁護士1~3名、社協3~5名のほか、ボランティアも参加の上、延べ387世帯に食料配布と聞き取りを実施した。 聞き取り事項はインタークシートに記入し、継続支援に活用しているが、効率的なデータ管理と活用方法が課題である。同様の活動を続け、外国人が相談会に継続して参加できる環境を作る必要がある。
1-2.支援対象とされた在外外国人に対し、家庭訪問による追加食料支援や、役所等への手続同行を通じて、支援および関係構築を行う。	計画通り	訪問による追加の食料支援は実施せず、追加食料支援が必要とされる世帯には、ピックアップ型フードパントリーへの来場を促すとともに、コロナ感染状況を鑑み食料郵送も実施した。支援を重ねることで、コーディネーターと支援対象者の関係構築を進めている。また、同行支援については、ハローワークや弁護士との面談における通訳など、48回実施した。
1-3.就学児童を持つ在外外国人家庭に学用品配布を実施し、子どもへのニーズ把握・関係構築を行う。	中止	学用品配布は実施せず、物資配布は食料を中心として、家庭全体を対象とする支援を実施した。子育て家庭への支援は、地元の支援団体を紹介するとともに、地域のNPOと連携し、子育て家庭支援イベントを12/4に開催した
2-1.法的支援が必要な在外外国人に対する法律相談や代理援助業務の提供する。	計画通り	フードパントリー来場者のうち、法的支援が必要とされた13件を弁護士が受任し、支援を実施した。 受任に至ったケースでは、在留資格の変更や、労使の問題、学校と留学生の間の問題などの解決を図った。弁護士が介入することで、資格等の問題の具体的な解決のほか、雇用主や学校側の対応が大幅に改善することが多く、波及効果が期待できる。また、相談会の開催により、弁護士と相談できる機会が生まれることで、外国人の法律へのアクセス向上に結び付く。
3-1.外国人コーディネーター雇用	ほぼ計画通り	ミャンマー、ネパール、英語・中国語担当の3名と契約を結び、現地での支援にあたった。支援対象者のうち、ミャンマーが最も多く、次いでネパールとなっている。支援者としての経験を積み、外国人の視点を活動に組み込むことができている。また、支援業務以外の相談が寄せられるなど、地域の外国人にとって精神的にも頼れる存在になりつつある。地域との関わりをより増やしていくことや、新たなコーディネーターの発掘が、今後の課題である。
3-2.地域サポーターの任命（支援の補助を依頼できる地域住民。物資配布に伴う作業は、在外外国人も参加を促す）	中止	フードパントリーにおいては、ボランティアの参加が想定より多く、人員は足りていること、コロナ禍の長期化によりスタッフ数を制限したことにより、地域サポーターはこれまで任命していない。しかし、地域住民が主体になった多文化共生の推進を図るため、コロナの状況を踏まえて、地域へのボランティアの声掛けを検討し、地域や外国人の支援者としての活動参加を促していく。
3-3.社協と連携したアウトリーチの体制づくり（研修・OJTによるコーディネーター育成を含む）	計画通り	貸付名簿を活用した社協からの案内発送、社協窓口を訪問した外国人への案内配布を通して、外国人への活動参加を広報し、困窮者への効率的なアウトリーチが実施できた。また、社会福祉士である社協職員を講師として、コーディネーターに支援の基礎知識・スキルについての研修を実施した。 豊島区民社協は地域の課題として外国人支援への取り組みが積極的であり、本事業による活動が、更なる外国人人口の増加を見据えた外国人支援の実践の場となっている。また、社協による取り組みの先進事例としても、注目が集まっている。
3-4.支援調整会議を行う。（対象者のニーズに対して支援の方法・担当を調整する会議）	計画通り	支援調整会議は、ケース会議の名称で、食料配布・相談会実施後に、計12回開催した。相談会当日のインタークシートに基づき、シャンティ・社協・弁護士・コーディネーターで適切な支援方法を議論し、個別支援に結び付けた。 また、事業の方針を議論する支援連携会議を計11回開催した。連携団体だけではなく、地域の支援団体、行政の担当者が出席し、支援者間の連携を深める場としても非常に有効であった。 多文化共生に対する住民の更なる意識醸成が必要であり、今後は住民参加型のシンポジウムの開催なども検討し、地域との連携を更に深めていきたい。
3-5.在留外国人を地域のリソース(支援団体など)とつなげる。	計画通り	支援ニーズに応じて、支援団体(日本語学校・母子支援・子育て家庭支援など)を28世帯に紹介し、そのうち8世帯が、日本語教室、子育て支援団体などの実際の支援に結びつくことができた。また、来場者と社協とはこれまで貸付申請のみで関わりを持つケースがほとんどだったが、CSWによる生活全般の相談対応など、本事業を通して更なる支援先として繋がりが強化されるケースが多い。

VI. 想定外のアウトカム、活動、波及効果など

想定外のアウトカム、活動、波及効果など	当初の想定に比べ、就労に関する相談が多く寄せられた。また、在留資格が不安定であるが、取得できる資格について基本的な知識を有していない来場者が多かった。 そのため、就労に繋がる活動として、「特定技能セミナー」(2021.11.14)、「ハローワークセミナー」(2022.2.26)を追加で実施した。 「特定技能セミナー」では、行政書士らを講師として、主に特定活動で在留する外国人を対象として、より安定した資格に関する知識の向上を図った。 また、「ハローワークセミナー」では、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課の協力を得て、就労に関する基礎知識の向上と、ハローワークの使い方などについて講義を行った。来場者は、仕事と在留資格について同時に問題を抱えている場合が多く、就業支援と弁護士による在留資格相談を一体的に行うことができた。厚労省と連携して活動を実施したことで、地域における課題共有や、外国人支援について行政との更なる連携強化、今後の政策への反映についても期待ができる。
---------------------	---

VII. 事業終了時の課題を取り巻く環境や対象者の変化と次の活動

課題を取り巻く変化	<p>【事業による変化】</p> <p>裨益者：緊急食料支援とともにアウトリーチ型の相談会を実施することで、「助けて」と言える環境を地域に構築し、コーディネーターを通じて支援へのアクセスが容易になった。また、ボランティアとして支援に参加したいという声も上がり、外国人の社会への主体的な参画に繋がっている。</p> <p>支援者：社会福祉協議会等においては、外国人について従来対応できていなかった課題を、コーディネーターや支援団体と連携することで解決に結びつけるとともに、支援ノウハウの蓄積により自発的な支援に繋がっている。また、連携体制が構築され支援の振り分けが可能になったことで、各団体の専門性をより生かした支援ができるようになった。今後は、地域住民の参画を促進し、地域で「面」として課題に取り組むことができる体制を構築していきたい。</p> <p>【社会状況の変化】</p> <p>コロナの長期化に加え、出身国の政情不安などにより、収入減に加えて実家等からの支援が途絶えるケースも多く、複合的な要因で状況は悪化していると言える。また、先が見通せない中、精神的な負担を抱える外国人が多い。そのような状況においては、生活基盤の底上げによる課題の根本的な解決が必要であり、今後も包括的緊急支援である本事業の継続が欠かせない。</p>
-----------	---

VIII. 他団体との連携

連携先	実施内容・結果
社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（連携団体）	貸付名簿を活用した広報、相談会対応、CSW個別支援対応等
弁護士法人東京パブリック法律事務所（連携団体）	相談会対応、個別法的支援対応、事業への助言等
就労支援イベントの開催（厚生労働省）	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課の協力を得て、2022年2月26日に外国人向け就労支援イベントを実施し、36名が参加した。厚労省職員による、就労の基本知識やハローワークの使い方・登録方法についての講義、サポートと、厚労省・弁護士による個別相談を行った。仕事と在留資格の問題を同時に抱える参加者が多いため、効率的な相談対応ができたほか、外国人支援における行政との連携強化への効果が期待できる。
子育て家庭支援イベントの開催（NPO法人Mothe's Tree Japan）	産前産後の外国人支援団体、Mother's Tree Japanとの共催で、2021年12月4日に子育て家庭支援イベントを開催した。 本事業の包括性と、連携団体の専門性を生かし、父親への啓発、母親への支援紹介、生活相談を一体的に行うことができた。

IX. インプット ※事業完了月の月次収支管理簿の金額を入力ください。（精算金額と一致させる必要はありません）

		計画額	実績額	執行率
事業費	直接事業費	13,700,000	10,357,398	75.6%
	管理的経費	1,300,000	1,069,488	82.3%
合計		15,000,000	11,426,886	76.2%

補足説明	3月支払分があるため、3月末に再度精算報告を提出いたします。
------	--------------------------------

X. 広報実績

広報内容	内容
1.メディア掲載（TV・ラジオ・新聞・雑誌・WEB等）	MUJI NEWS(2021.6.22)にて、6/19開催のフードパントリーについて掲載。(https://ryohin-keikaku.jp/topics/034785.html) 中外日報(2021.7.22号)、仏教タイムス(2021.7.22,29号)、文化時報(2021.7.28号)にて、7/18開催のフードパントリーについて掲載。 PR TIMES(2021.7.15)にて、事業のプレスリリースを配信。https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000074.000005053.html 社会福祉協議会機関紙『NORMA社協情報』12月号に事業概要を掲載。 東京都多文化共生ニュースレター『れすばす』12月号に事業について掲載。 https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/lespace/close/close_2112.html
2.広報制作物等 当該事業費を使って製作したもの	なし
3.広報制作物、購入物等でシンボルマークの活用方法（事例）	・活動広報チラシへの貼付。(約1,200通の発送、社協窓口での配布、SNSへの投稿を行った) ・コーディネーター名刺への貼付。
4.報告書等	2022年2月5日「国際化市民フォーラム in TOKYO多文化共生の『これまで』と『これから』」（主催：東京都つながり創生財団）における報告。 2022年2月13日「HAPIC」（グローバルな社会課題解決に関わるさまざまなアクターが学び、出会い、共創を促すカンファレンス 主催：国際協力NGOセンター）における報告。 2022年3月 5日 日本語ネットとしま「地域日本語教育シンポジウム」における報告。 2022年3月13日 多文化ソーシャルワークシンポジウム～総合的な支援のコーディネーション～（主催：日本ソーシャルワーカー連盟）における報告。 ※いずれも休眠預金を活用している旨を明言。

XI. ガバナンス・コンプライアンス実績

①規程類※の整備実績	状況	内容
1.事業期間に整備が求められている規程類の整備は完了しましたか。	整備中	定款変更については、理事会の承認を得た上、社員総会による議決が必要である。そのため、指摘部分については来年度の総会で審議を行う予定である。また、コンプライアンス規程についても、漸次改訂を進めている。
2.上記設問1で「整備中」の場合は、事業開始時と比較して、整備状況がどのように改善されたかを記載してください。		定款については、上記の通りである。コンプライアンス規程については、2021年末にの改訂により、責任者の明確化など、改善が図られた。
3.整備が完了した規程類を自団体のwebサイト上で広く一般公開していますか。	全て公開した	
4.変更があった規程類に関して資金分配団体に報告しましたか。	変更があり報告済	コンプライアンス規程について、本報告とともにお送りします。
②ガバナンス・コンプライアンス体制	状況	内容
1.社員総会、評議員会、理事会は、規程類の定める通りに開催されていますか。	はい	
2.利益相反防止のための自己申告を定期的に行っていますか。	いいえ	現在、コンプライアンス規程の再改訂に向けて、協議を進めている。
3.関連する規程類や資金提供契約の定めどおり情報公開を行っていますか。	はい	
4.コンプライアンス委員会またはコンプライアンス責任者を設置していましたか。	はい	
5.ガバナンス・コンプライアンスの整備や強化施策を検討・実施しましたか。	はい	規程整備のタスクチームを編成し、取り組んでいる。
6.報告年度の会計監査はどのように実施しましたか。 （実施予定の場合含む）（複数選択可）	<input checked="" type="checkbox"/> 外部監査 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 実施予定はない	田中義幸公認会計士事務所により、2022年2月に監査を実施。財務諸表等について、適正なものとして認められる。
7.本事業に対して、国や地方公共団体からの補助金・助成金等を申請、または受領していますか。	いいえ	
8.内部通報制度は整備されていますか。	はい	所属する事務所・部署の直属の上司、総務人事課長、あるいは業務執行理事を窓口としている。また、匿名で行うこともできる。通報者は、公益通報者保護法に定める公益通報者として同法の定める保護を受ける。

XII. その他

自由記述
<p>①社会福祉協議会による外国人支援</p> <p>本事業は、社会福祉協議会を連携団体として実施しているが、社協の取り組みはこれまで高齢者福祉が中心であり、外国人支援についての蓄積は多くない。一方、職員の専門性や、地域に根差した事業を行っている点など、支援力は非常に高い上、全国のあらゆる自治体に設置されており、外国人支援を担う重要なアクターとして、その役割には今後大きな期待を持つことができる。</p> <p>豊島区民社会福祉協議会は、外国人が総人口のおよそ1割を占める豊島区において、地域の課題として外国人支援の重要性を認識していたが、言語の壁やアウトリーチの難しさなど、支援には課題が多かった。</p> <p>本事業により、各地域に配置されている相談員であるCSW(コミュニティ・ソーシャルワーカー)とコーディネーターが連携することで、前述の課題を克服し、外国人支援に積極的に取り組むことができた上、貸付対象者に対する広報を実施したことで、効率的なアウトリーチが可能になった。</p> <p>本事業は、社協が外国人支援に取り組む先進事例として注目を集めており、豊島社協には他の社協向けの講演・執筆依頼等が相次いでいる。また、地域の支援団体からも、これまでにない社協の積極的な取り組みに対して、評価の声が上げられている。</p> <p>本事業における社協の関わりを、地域の課題として外国人支援に取り組むモデルケースとして発信し続けることで、これまでにない社協のあり方を提案し、社協のエンパワメントに繋げていきたい。</p>
<p>②法的支援の必要性</p> <p>外国人支援相談会などにおいて、従来の弁護士による対応はワンストップ窓口としての役割が一般的であり、解決まで関わる事ができるケースは多くなかった。また、法テラス等の仕組みを利用しても、対応できないケースや、相談先がわからず、問題を抱えたまま解決できない外国人の存在が指摘されていた。更に、明らかに雇用主に問題があるケースであっても、出身国での労働習慣などから被雇用者が問題を問題として認識できず、悪質な雇用主の増長に繋がる場合がある。</p> <p>本事業では、法的支援の必要性が高い案件について、弁護士が受任できる仕組みになっている。それにより、問題の法的な解決が可能になる上、問題を抱え泣き寝入り余儀なくされていた外国人に対する法的アクセスや、不適切な対応が見られる雇用主等の意識に対して、改善に繋げることができる。外国人支援においては、深刻なケースほど法的支援が欠かせず、今後も継続して実施していきたい。</p>
<p>③コーディネーターの重要性</p> <p>本事業においては、現場での支援を担うコーディネーターを配置した。外国人支援者の重要性として、通訳や外国人コミュニティとのネットワーク構築、信頼感の醸成といった役割に加え、外国人の視点を支援に組み込むことが上げられる。</p> <p>日本で育った日本人の発想だけでは、支援される側の心情や感覚を理解することは不可能であり、支援内容に実情とのずれが生じる危険が大きい。</p> <p>また、異国での生活に恒常的な不安を抱えるものの、相談できる相手がない外国人も多く、本事業のコーディネーターと同様の存在を増やしていくことは今後も必要である。</p> <p>一方、通訳や自治体における外国人支援員に比べ本事業の委託費水準は安価であり、同様のスキルや経歴を有する人材獲得は、困難が予想される。また、事業実施による今後のコーディネーター契約の継続自体が、資金的な理由から不透明であり、地域の課題である外国人支援の重要なアクターとして、行政等による雇用など持続可能な体制の構築が求められる。</p>
<p>④各国の特徴</p> <p>本事業で支援を実施した外国人の主な国籍は、ミャンマー（43%）、ネパール(25%)、フィリピン(11%)である。各国の特徴について、簡潔に述べたい。</p> <p>ミャンマーは、コロナによる生活苦に加え、母国の政情不安などを要因とする複合的な問題を抱えているケースが多かった。一方、SNSなどによる繋がりが強く、広報に対して反応する割合が高いため、比較的アウトリーチを進めやすいという傾向がある。帰国困難ビザで滞在し、今後の日本における生活が不透明なケースが多く、継続的な支援が求められる。</p> <p>ネパールは、技能ビザの夫と家族滞在の妻という組み合わせの家庭が多いため、夫は飲食店従業員であり、妻は日本語が得意でないケースが多いため、飲食店の休業による収入減への対応が困難であり、影響を非常に受けやすい。また、ネパール人同士であっても、出身階層により交流が乏しいことや、同胞に生活苦を知られたくないという意見も散見され、アウトリーチしづらい面がある。そのため、今後地道なアウトリーチとともに、家族滞在として在留する家族の支援を積極的に進めていきたい。</p> <p>フィリピンは、ハウスキーピングなどの仕事で来日したものの、日本語を習得していないまま雇止めになり、生活苦に陥るというケースが事業期間後半から相次いだ。いずれも、同一企業（昨年行政指導を受ける）による悪質な対応が原因であり、更なる支援が求められている。現在特定活動で滞在する方が多く、実態の解明とともに特定技能の取得などを促していく方針である。</p>